

令和8年度 不要果樹伐採および緩衝帯整備事業の概要（予定）

【1】 畑の不要果樹（放任果樹）の伐採（国事業）

【目的】

農業現場における鳥獣対策の強化を図るため、地域毎の不要果樹伐採を支援
⇒その果樹があることによってツキノワグマなどの有害鳥獣を近くの畑に誘引してしまう可能性があるものが対象
例：所有者が高齢化してしまい、手入れができなくなった柿の木を伐採する。

【事業の要件】 自治会より要望

- ① 不要果樹の所有者の同意があること。
- ② 令和8年12月31日までに伐採が終了すること。

【補助率】：3分の2以内（補助率及び上限額未定）

【2】 農村集落における緩衝帯の整備（国事業）

【目的】

農村集落と有害鳥獣のすみ分けを図るため、地域毎の藪の刈払い等を支援

【対象経費】

- ・請負施工費 ・整備に必要な資材費
- ・刈払い機、重機、車両の賃借料及び燃料費 など

【事業の要件】 自治会より要望

- ① 刈払いをする土地の所有者の同意があること。
- ② 令和8年12月31日までに刈払いが終了すること。

【補助率】 3分の2以内（補助率及び上限額未定）

【3】市街地の不要果樹（放任果樹）の伐採（県事業）

【目的】 ツキノワグマ等の市街地への出没抑制を図るため、不要果樹伐採を支援 ⇒最寄りの住宅から半径200m以内の不要果樹で、ツキノワグマ等を市街地へ誘因してしまう可能性があるものが対象
【事業の要件】 事業実施主体： <u>自治会 又は個人</u> ① 不要果樹の所有者の同意があること。 ② 令和8年12月31日までに伐採が終了すること。
【補助率】 ：3分の2以内（1本あたり2万円が上限）（補助率及び上限額予定）

【4】市街地における緩衝帯の整備（県事業）

【目的】 住宅地や通学路付近の鳥獣の移動経路や潜み場となる藪や雑木林の刈払いを支援
【対象経費】 ・業者への委託料 ・機械等の賃借料、消耗品、燃料費 ・作業員への日当等 ・草樹等の処分に係る経費 など
【事業の要件】 事業実施主体： <u>自治会</u> ① 刈払いをする土地の所有者等の同意があること。 ② 令和8年12月31日までに刈払いが終了すること。 ③ 緩衝帯整備後3年以上継続して維持管理を行うこと
【補助額】 ：上限15万円（上限額予定）

【５】その他

- ① 刈払いなどについて、別の補助事業を活用している場合は対象にならない可能性があるため、事前にご相談ください。
- ② 交付決定前（事業採択前）に事業を開始した場合は、対象となりませんので、ご注意ください。

注意

令和７年度の事業内容を参考にしておりますので、内容の変更がある場合があります。いただいた要望について事業を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【要望調査メ切】：令和７年１２月１７日（水）

【問い合わせ先】

寒河江市農林課農業振興係（担当：後藤・縄野）

☎0237-85-1753・85-1771